

第4次鹿児島県食の安心・安全推進基本計画の概要

3. [計画期間]令和8年度～令和12年度（5年間）

1. 計画策定の趣旨

個々の施策を具体的に示し、消費者や生産者、食品関連事業者など様々な県民の方々との情報共有及び相互理解に基づき、「食の安心・安全の確保」を図るため、一体となって連携・協力することにより、効果的な施策の推進に努める。

2. 計画の位置づけ

鹿児島県食の安心・安全推進条例の第9条*に基づき、食の安心・安全の確保に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、基本計画を定める。

*第9条 知事は、食の安心・安全の確保に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、食の安心・安全の確保に関する基本的な計画を定めるもの

4. 目標

県民の健康の保護と食品等に対する県民の信頼を確保し、県、生産者、食品関連事業者及び県民が相互に連携、協力のもと、食の安心・安全の確保を図る。

5. 計画の構成

第1章 第4次県基本計画について

- 1 計画策定の趣旨 3 計画の期間
- 2 計画の位置づけ 4 計画の推進と進行管理

第2章 講じる施策・施策の基本体系

1 農場から食卓までの安全管理の徹底を通じた食品の安全性の向上

- (1) 農林水産物の生産段階における安心・安全確保対策
- (2) 製造・加工、流通・販売段階における監視指導の充実
- (3) 消費段階における安全性の確保
- (4) HACCPによる衛生管理の推進及び工程管理導入の促進
- (5) トレーサビリティの推進
- (6) 食の安心・安全の確保に向けた調査・研究等の推進

2 食品表示の適正化による消費者への的確な情報の伝達・提供

- (1) 食品表示の適正化の推進
- (2) 食品表示に関する監視、指導
- (3) 消費者の理解促進

3 農林水産物の病気や害虫のまん延防止による食料の安定供給

- (1) 各種疾病・病害虫等の発生防止対策の推進
- (2) 危機管理体制の整備

4 県民をはじめとした関係者との情報・意見交換と信頼の確保

- (1) 食の安心・安全の確保に向けた生産者・食品関連事業者の取組に関する情報発信
- (2) 食の安心・安全の確保の推進を担う人材の育成
- (3) 健康への被害（まん延）防止対策
- (4) リスクコミュニケーションの推進
- (5) 健康増進に関する施策との連携
- (6) 食育に関する施策との連携

5 食の安心・安全の確保に向けた推進体制の整備

第3章 参考資料

- ・ 施策の基本体系及び参考となる指標
- ・ 食の安心・安全に関する用語集
- ・ 鹿児島県食の安心・安全推進条例
- ・ 鹿児島県食の安心・安全推進条例施行規則

6. 施策の基本体系と主な取組内容

1 農場から食卓までの安全管理の徹底を通じた食品の安全性の向上

- ・ かごしまの農林水産物認証制度の充実・普及
- ・ 国際認証GAP等への取組支援
- ・ 農薬の適正使用の推進
- ・ 総合防除（IPM）及び有機農業の技術をはじめとした環境と調和した農業の普及推進
- ・ 家畜排せつ物の適正処理と堆肥の利活用促進
- ・ 施設への立入検査（監視指導）、食品等の検査の実施
- ・ 食の安心・安全の確保に関する基礎的な知識や情報の周知
- ・ 食品関連事業者へのHACCPに沿った衛生管理の導入及び運用支援
- ・ 畜産関連施設への衛生管理ガイドライン等の徹底及びHACCP方式を活用した管理の普及
- ・ 米トレーサビリティ制度の適正運用
- ・ 茶れきくんの導入促進
- ・ 化学肥料や化学合成農薬の使用量の低減に必要な病害虫防除技術、気候変動に対応した品種や技術の開発等 など

2 食品表示の適正化による消費者への的確な情報の伝達・提供

- ・ 食品表示関係法令の周知
- ・ 食品表示に関する相談対応
- ・ 食品表示実態調査等の実施
- ・ 消費者の食品表示に関する理解促進 など

3 農林水産物の病気や害虫のまん延防止による食料の安定供給

- ・ 農作物栽培における気候変動等にも対応した病害虫の適期防除の推進
- ・ 家畜の各種疾病の発生動向の把握、防疫指導、検査等の実施
- ・ 各種疾病に対する防疫指導及び気候変動等に伴う新たな疾病の実態調査
- ・ 各種疾病等に関する危機発生事案毎のマニュアルに基づく対応 など

4 県民をはじめとした関係者との情報・意見交換と信頼の確保

- ・ かごしまの農林水産物認証制度の認知度向上、かごしまブランド産品をはじめとした県産農畜産物の認知度向上
- ・ 「かごしま畜産の日」の活動を通じた生産者と消費者の相互交流
- ・ 「かごしまのさかな」ブランド認定魚の認知度向上
- ・ 安心・安全な特用林産物の認知度向上
- ・ 感染症対策など、健康被害防止情報をはじめとする各種情報の収集及び整理と正確かつ適切な情報の提供
- ・ 食の安心・安全の確保に関する基礎的な知識や情報の周知
- ・ 健康かごしま21の推進
- ・ 「家庭」、「学校、保育所等」、「地域」における食育の推進 など

5 食の安心・安全の確保に向けた推進体制の整備

- ・ 基本計画等の進捗状況の評価
- ・ 食に関する危機発生事案毎のマニュアル等に基づく対応
- ・ 内閣府食品安全委員会、消費者庁、厚生労働省、農林水産省など国との連携や他都道府県との連携

7. 主な参考指標

現状値(R6年度) → 目標値(R12年度)

1 農場から食卓までの安全管理の徹底を通じた食品の安全性の向上

- かごしまの農林水産物認証制度（新基準）の認証件数 — → 180件
- 農薬販売店における農薬指導士設置割合 48.2% → 80.0%
- 水産用医薬品適正使用に関する理解度 — → 90%以上
- 化学農薬の使用量（R5年度）46kg/ha → 31kg/ha
- 計画に基づき実施した食品の規格基準への適合率 99.5% → 100%

2 食品表示の適正化による消費者への的確な情報の伝達・提供

- 食品表示法(品質事項)に基づく食品表示の適正表示率 91.2% → 100%

※他項目との統合などにより、現行：60項目 → 35項目に見直し

3 農林水産物の病気や害虫のまん延防止による食料の安定供給

- 高病原性鳥インフルエンザ等に関するモニタリング検査の実施状況 1,440羽 → 1,440羽
- 特定家畜伝染病の発生件数 3件 → 0件

4 県民をはじめとした関係者との情報・意見交換と信頼の確保

- 意識して県産農林水産物を購入する人の割合 79.2% → 90%以上
- 食の安心・安全の確保に関する理解度 — → 90%
- 1日当たりの食塩の平均摂取量（R4 歳）10.2g → 7g未満